

特定非営利活動法人 国際協力NGOセンター定款

第1章 総 則

(名称)

- 第1条 本センターは、特定非営利活動法人 国際協力NGOセンターと称し、登記上は、特定非営利活動法人国際協力エヌジーオーセンターと表示する。
- 2 本センターの英語名は、Japan NGO Center for International Cooperation とする。
 - 3 本センターは、ジャニックと略称し、これをJANICと表記する。

(事務所)

- 第2条 本センターは、東京都新宿区に事務所を置く。

(目的)

- 第3条 本センターは、平和で公正な地球市民社会の実現に寄与することを目指して、人々の貧困からの脱却、自立的発展、基本的人権の擁護、対立・紛争の解決、地球環境の保全等に向けて国際協力を行う日本の市民組織(NGO)の活動の促進および強化を図ることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

- 第4条 本センターは、第3条の目的を達成するために、主として次に掲げる活動を行う。
- (1) 国際協力の活動
 - (2) 前号に掲げる活動を行う団体の運営や活動に関する連絡・助言・援助の活動

(特定非営利活動に関わる事業)

- 第5条 本センターは、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- (1) 国際協力NGO間のネットワーク・共同事業の推進
 - (2) 国際協力NGOへの助言・支援を含む人材育成・組織強化
 - (3) 国際協力および国際協力NGOに関する知識・情報の普及
 - (4) 国際協力および国際協力NGOに関する調査研究および提言活動
 - (5) 地球市民社会の実現に向けた教育・学習活動の推進
 - (6) 国連関係諸機関および国内外の政府・自治体・各種民間団体等との交流・協力
 - (7) その他第3条の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(会員の種別)

第6条 本センターの会員は、次のとおりとし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下促進法という）上の社員とする。

- (1) 正会員 国際協力活動を行う市民組織で、本センターの目的に賛同して入会し、総会において議決権を持つ団体
- (2) 協力会員 本センターの目的に賛同し、事業の発展に協力する目的で入会した個人および団体（非営利団体、企業）
- (3) 名誉会員 本センターの発展に対して、特別の貢献が認められた団体および個人

(会員の権利)

第7条 正会員は、総会における議決権を持つ。

- 2 正会員は、第24条第2項第2号に定める総会の開催請求権を持つ。
- 3 正会員は、本センター役員の改選時における理事候補者の推薦権を持つ。
- 4 正会員のその他の権利については、別に定める。
- 5 その他の会員の権利については、別に定める。

(入会)

第8条 本センターの正会員になろうとするものは、別に定める会員規定に基づき、理事長に入会を申込みものとする。

- 2 理事会は、入会申込者が第9条（正会員の要件）を満たしていると判断したときは、これを拒否する正当な理由のない限り入会を認める。入会を認めないときは、速やかにその旨を連絡する。
- 3 協力会員は、別に定める入会申込書を提出し、会費を支払うことにより会員になることができる。
- 4 名誉会員は、理事会が決定する。

(正会員の要件)

第9条 正会員であるための要件は次のとおりとする。

- (1) 開発、人権、環境などの分野において国際協力（そのための国内活動を含む）および地球市民学習・開発教育などに入会后継続して関わる団体であること。
- (2) 市民（個人またはグループ）により設立された非営利団体で、本部組織等の活動拠点が日本にあること。海外に本部を置く団体であっても、日本国内に活動拠点をもち日本社会において自律的に活動している団体については、活動拠点が日本にあるものと見なして取り扱う。
- (3) 原則として、3分の1以上の財源が自己資金（会費、寄付金、自主事業収入）であること。ただし、この基準達成に努力していることが認められる場合は、要件に沿うものとして取り扱う。
- (4) 民主的な意思決定機関（理事会、総会、運営委員会等）を置き会則等に従って運営されていること。

- (5) 団体の役職員および決算書が公表されていること。
- (6) (1) の分野において団体としての活動実績が2年以上あること。
- (7) 連絡可能な事務局体制がとられていること。

(会費)

- 第10条 会員は、毎年会費を納入する。
- 2 会費の金額は、理事会で定める。

(退会)

- 第11条 正会員が退会したいときは、理由を付した書面をもって理事長にその旨を届け出て、退会することができる。
- 2 協力会員については、事務局に退会の旨を届けることにより、また1年以上会費を未払いのときは、退会したのものとして取り扱う。
 - 3 名誉会員については、本人等の申し出に基づき、理事会で決定する。
 - 4 正会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の議決を経て退会したものとみなすことができる。
 - (1) 団体が解散し、または破産宣告を受けたとき
 - (2) 会費を1年以上滞納したとき

(除名)

- 第12条 理事長は、正会員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において、出席した理事の3分の2以上の議決を経て除名することができる
- (1) 当センターの名誉を著しく傷つけた場合
 - (2) 著しく社会的信用を損なう行為をした場合
 - (3) 別に定める会員としての要件を喪失したと認められる場合
- 2 前項の規定により、除名しようとするときは、当該会員に予め通知するとともに弁明の機会を与える。
 - 3 正会員以外の会員については、別に定める。

(既納の会費等提供金品の不返還)

- 第13条 既納の会費等提供された金品は、理由の如何を問わず、返還しない。

第3章 役員

(種別および定数)

- 第14条 本センターに次の役員を置く
- (1) 理事 7名以上21名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を理事長とする。また、3名以内を副理事長、1名を常務理事とすることができる。

(選任)

第15条 理事は、次により決定する。

(1) 理事会は、次により理事候補者を選出し、総会において選任する。

正会員団体および理事会の推薦に基き、正会員団体の役職者が概ね3分の2、各界の有識者が概ね3分の1になるように理事候補者を選出する。

(2) 理事長、副理事長は、理事会で互選する。

(3) 常務理事は、理事長が、理事のうちから候補者を選出し、理事会で選任する。

2 監事は、理事会において、正会員の役職員または本センターの目的に賛同する有識者から監事候補者を選出し、総会で選任する。

3 理事および監事は、相互に兼務できないものとする。

(理事の職務)

第16条 理事長は、本センターを代表し、その業務を総括する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、または欠けたときは理事長から予め指名した順序に従い、その職務を代行する。

3 常務理事は、常務を処理する。

4 理事は、理事会を構成して、定款の定め、総会および理事会の議決に基づき業務を執行する。

(監事の職務)

第17条 監事は次の業務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること

(2) 本センターの財産の状況を監査すること

(3) 理事会に出席し、理事の業務執行の状況または本センターの財産の状況について、意見を述べること。

(4) 第1号および第2号の規定による監査の結果、本センターの業務や財産に関し、不正の行為および法令または定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、理事会、総会または所轄庁に報告すること。

(5) 前号の報告をするために、必要ある場合には、理事会の招集の請求または総会の招集をすること。

(任期)

第18条 本センターの役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2 補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者または他の現任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その任に当たる。

(解任)

第19条 理事が、次の各号のいずれかに該当するときは、理事会で現理事総数の3分の2以上の議決により解任し、総会に報告する。

- (1) 職務の執行に耐えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他法令違反等、役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

2 監事が、前項の第1号および第2号のいずれかに該当するときは、総会で出席正会員の3分の2以上の議決により解任することができる。

(役員報酬)

第20条 役員報酬は、別に定める。

- 2 役員には費用を支弁することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 総 会

(種別)

第21条 本センターの総会は、通常総会および臨時総会の2種類とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員により構成する。

(権能)

第23条 総会は、本センターの運営に関する次の事項を議決する。

- (1) 事業報告および決算の承認
- (2) 役員を選任
- (3) 監事の解任
- (4) 定款の変更
- (5) 合併
- (6) 解散および残余財産の処分
- (7) その他理事会が総会に付すべき事項として議決した事項および第24条第2項にもとづく事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回事業年度終了後3カ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
- (2) 正会員の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して開催請求があったとき
- (3) 監事が招集したとき

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 総会を招集するときは、日時、場所、および会議の目的たる審議事項を、開催日の2週間前までに文書をもって通知を発するものとする。

3 前条2項の規定による開催請求があったとき、理事長は速やかに総会を招集する。

(議長)

第26条 総会の議長は、理事長または理事長の指名する理事がこれに当たる。

(定足数)

第27条 総会は、正会員の過半数の出席により成立する。

(議決)

第28条 総会の議事は、この定款で別に定めるものを除き、出席した正会員の過半数をもって議決し、可否同数のときは、議長が決する。

2 総会の議決は、第25条第2項の規定により予め通知された事項についてのみ行なうことができる。ただし、予め、通知されていない議事について緊急を要するときは、出席した正会員の3分の2以上の同意があったときは、議決することができる。

3 議決する事項について、特別な利害関係を有する正会員は、当該事項について表決権を行使することができない。

(書面表決)

第29条 総会に出席しない正会員は、予め通知された事項について、書面または電磁的方法により表決権を行使し、または、出席する正会員を代理人として、表決権を委任することができる。

2 第1項の規定により表決権を行使する正会員は、第27条及び前条第1項の規定の適用については、出席したものと見なす。

(議事録)

第30条 議長は、総会の議事について議事録を作成し、議長およびその総会において正会員の中から選任された議事録署名人2名が署名し、これを保存する。

第5章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(権能)

第32条 理事会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画、予算の採択および変更
- (2) 事業報告案、決算書案の採択
- (3) 理事長、副理事長の選出

- (4) 理事候補者の選出
- (5) 監事候補者の選出
- (6) 理事の解任
- (7) 正会員の入会
- (8) 正会員の除名
- (9) 年会費
- (10) 総会に付議すべき事項
- (11) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (12) その他当センターの業務執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、毎事業年度4回以上、理事長の招集により開催する。

2 理事会は、前項のほか、次の場合に開催する。

- (1) 現理事総数の3分の1以上の理事から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があった場合
- (2) 第17条に基づき、監事から理事会の招集を請求されたとき

(招集)

第34条 理事長が、理事会を招集するときは、会議に付議すべき事項ならびに日時および場所を示して、開催日の7日前までに文書をもって通知する。

2 理事長は、第33条第2項第1号および第2号の規定による請求があったときは、請求日から14日以内に理事会を招集する。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長または理事長が指名したものがこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、現理事総数の過半数の出席により成立するものとする。

(議決)

第37条 理事会の議決は、この定款に別に定める場合のほかは、出席理事の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

2 議決すべき事項について、特別な利害関係を有する理事は、当該事項について表決権を行使することができない。

(書面表決)

第38条 理事会に出席しない理事は、予め通知された事項について、書面または電磁的方法により表決権を行使し、または、出席する理事を代理人として表決権を委任することができる。

2 第1項の規定により表決権を行使する理事は、第36条および前条第1項の規定の

適用については、出席したものと見なす。

(議事録)

第39条 理事長は、議事録を作成し、議長および出席理事の代表2名が署名し、保存する。

第6章 常任理事会

(構成)

第40条 理事長は、理事総数が15名を超えた場合には、4人以上7人以内の常任理事で構成する常任理事会を設置することができる。

- 2 常任理事は、理事長、副理事長、常務理事および理事長が指名するその他の理事とする。
- 3 常任理事会の議長は、理事長とする。ただし、理事長が出席不可能な場合は、理事の互選によって選出する。

(権能)

第41条 常任理事会は、理事会から委任された事項および理事長が緊急に処理すべきと判断した重要な事項を議決する。

- 2 常任理事会において議決した事項は、理事会に報告する。

(招集)

第42条 常任理事会は、理事長が必要と認めた場合に理事長が招集する。

- 2 常任理事2名以上から、招集の請求があった場合は、理事長は、速やかに常任理事会を招集する。

(準用)

第43条 常任理事会においては、第36条(定足数)、第37条(議決)、第38条(書面表決)の規定を準用する。この場合において、「理事会」および「理事」とあるのは、「常任理事会」および「常任理事」と読み替える。

第7章 委員および委員会

(委員等)

第44条 理事長は、理事会の承認を得て理事会の下に、正会員団体の役職員および外部の有識者等を含む委員会を設け、または特定の委員を委嘱し、特定事項および特定事業の企画・推進をすることができる。

- 2 委員会および委員の業務を遂行するために必要な事項は、理事会の議決を経て、別に定める。

第8章 顧問

(顧問)

- 第45条 本センターに顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、理事長、副理事長および常務理事の諮問に応じ、助言を行い、または、理事会の要請があるときは、出席して意見を述べることができる。
 - 3 顧問に関する必要な事項は、必要に応じ、理事会の議決を経て別に定める。

第9章 事務局

(事務局)

- 第46条 本センターの事務を処理するため、事務局を設け、事務局長その他の職員を置く。
- 2 事務局長の任免は、理事長が行う。
 - 3 事務局長は、常務理事が兼務することができる。
 - 4 事務局の組織運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第10章 資産および会計

(資産の構成)

- 第47条 本センターの資産は次の各号をもって構成する。
- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
 - (2) 会費
 - (3) 寄付金品
 - (4) 事業に伴う収入
 - (5) 資産から生じる収入
 - (6) その他の収入

(資産の管理)

- 第48条 本センターの資産は、理事長および常務理事の管轄のもと、事務局長が日常の管理を行う。

(経費の支弁)

- 第49条 本センターの経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

- 第50条 本センターの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

(事業計画および予算)

- 第51条 本センターの事業計画案および予算案は、理事長が作成する。

- 2 事業計画案および予算案は、毎事業年度開始前に理事会の承認を経た後、当該年度の総会に報告する。

(事業報告および決算)

- 第52条 本センターの事業報告案および決算書案は、事業年度終了後、理事長が作成する。
- 2 理事長は、理事会の議決を得た事業報告書案および決算書案を総会に提出し、総会の承認を受ける。
 - 3 前項の承認を得た事業報告書、活動計算書、貸借対照表および財産目録は、前事業年度の役員の名簿、役員のうち前年に報酬を受けた者の名簿、および10名以上の社員の名簿を添えて、当該事業年度終了後3ヶ月以内に、本センターの所轄庁に提出する。

(剰余金の処分)

- 第53条 本センターの決算において、剰余金を生じたときは次期事業年度に繰越す。

第11章 定款の変更および解散

(定款の変更)

- 第54条 この定款を変更するときは、第2項の場合を除いて、総会に出席した正会員の過半数による承認を経た後、所轄庁の認証を得て変更する。
- 2 促進法第25条第3項に規定する軽微な事項に関わる変更を行ったときは、速やかに所轄庁にその旨を届け出る。

(解散)

- 第55条 本センターは、次に掲げる事由により解散する。
- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に関わる事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による認証の取り消し
- 2 前項第1号および第2号の規定に基づき解散するときは、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決による。
 - 3 第1項第2号の規定に基づき解散するときは、所轄庁の認定を受けるものとする。
 - 4 本センターが解散したときは、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属先)

- 第56条 本センターが解散の際に有する残余財産は、総会において出席した正会員の過半数をもって決した特定非営利活動法人、その他の公益法人に寄付する。

(合併)

第57条 本センターと他の特定非営利活動法人は、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決を経た後、所轄庁の認証を得て行うことができる。

第12章 雑 則

(実施細則)

第58条 この定款の実施に際して必要な細則は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

(公告)

第59条 本センターの公告は、官報で行う。

- 付則 1 この定款は、本センターが法人として成立した日（以下「設立日」という） から実施する。
- 2 本センターの設立当初の会費の金額は第10条の規定にかかわらず、設立総会で定める。
- 3 本センターの設立当初の役員は、第15条の規定にかかわらず、次に掲げる。

理事長	船戸良隆
副理事長	秋尾晃正
同上	熊岡路矢
常務理事	伊藤道雄
理事	新屋敷均（家号道保）
同上	伊藤祐禎
同上	川口善行
同上	坂田喜子
同上	柴田敬三
同上	STEFANI RENATO
同上	堀田力
同上	松原明
同上	南研子
同上	山崎美貴子
同上	湯本浩之
監事	出塚清治
同上	山口日出夫

- 4 本センターの設立当初の役員の任期は、第18条の規定にかかわらず、設立日から2001年度通常総会までとする。
- 5 本センターの設立当初の事業年度は、第50条の規定にかかわらず、設立日から2001年3月31日までとする。
- 6 本センターの設立当初の事業年度の事業計画及び収支予算は、第51条の規定に関わらず、設立総会で決定する。
- 7 この定款は、2001年3月1日から施行する。
- 8 この定款は、2005年1月5日から施行する。
- 9 この定款は、2013年11月6日から施行する。

以 上